

24 国際第1072号
平成25年3月11日
農 林 水 産 省

関税割当申請書等の記載要領の一部改正について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第6条の規定に基づく関税割当申請書等の記載要領（平成15年6月30日付け15総合第1316号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成25年3月11日から施行する。

関税割当申請書等の記載要領

新旧対照表

改正後	現 行
<p>とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、関税割当申請書等の記載の方法及び内容その他記入に関する事項について下記のとおり定め、平成15年7月1日から施行する。</p> <p>なお、平成14年4月1日付け13総合第5010号は廃止する。</p> <p>1. 関税割当申請書（<u>省令別記様式第1</u>）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 申請の明細中「実績」の欄には、<u>次のとおり記入するものとする。</u></p> <p>ア <u>当該年度における申請にあっては前年度における使用及び輸入の実績</u></p> <p>イ 当該年度上期における申請にあっては前年度下期、当該年度下期における申請にあっては当該年度上期における使用及び輸入の実績</p> <p>ウ <u>ただし、当該年度、当該年度上期及び下期の期中における2回目以降の申請にあっては、直近に割当てを受けた月から申請前月までの使用及び輸入の実績</u></p> <p>(5) 申請の明細中「主な使用の計画」の欄には、<u>次のとおり記入するものとする。</u></p> <p>ア <u>当該年度における申請にあっては当該年度における主な使用の目的（用途）及び計画数量</u></p> <p>イ 当該年度上期における申請にあっては当該年度上期、当該年度下期における申請にあっては当該年度下期における主な使用の目的（用途）及び計画数量</p> <p>ウ <u>当該年度、当該年度上期及び下期の期中における2回目以降の申請にあっては、当該期中全体の主な使用の目的（用途）及び計画数量</u></p>	<p>とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第6条の規定に基づき、関税割当申請書等の記載の方法及び内容その他記入に関する事項について下記のとおり定め、平成15年7月1日から施行する。</p> <p>なお、平成14年4月1日付け13総合第5010号は廃止する。</p> <p>1. 関税割当申請書（<u>別記様式第1</u>）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 申請の明細中「実績」の欄には、当該年度上期における申請にあっては前年度下期、当該年度下期における申請にあっては当該年度上期における使用及び輸入の実績を<u>記入するものとする。</u></p> <p>(5) 申請の明細中「主な使用の計画」の欄には、当該年度上期における申請にあっては当該年度上期、当該年度下期における申請にあっては当該年度下期における主な使用の目的（用途）及び計画数量を<u>記入するものとする。</u></p>

<p>(6) (略)</p> <p>2. 関税割当証明書 (省令別記様式第2) (1) ~ (5) (略)</p> <p>3. 証明書有効期間延長申請書 (省令別記様式第3) (1) ~ (3) (略) <u>(4) 申請にあつては、交付済みの証明書を提出するものとする。</u></p> <p>4. 証明書分割申請書 (省令別記様式第4) (1) ~ (3) (略) <u>(4) 交付済みの証明書の分割申請にあつては、交付済みの証明書を提出するものとする。</u></p> <p>5. 証明書再交付申請 <u>(1) 証明書の記載事項 (名義及び数量) の変更その他の事由による証明書の再交付の申請は、関税割当申請書 (省令別記様式第1) により行うものとする。この場合において、申請の明細中「数量及び単位」の欄には、残存数量の範囲内で割当てを希望する数量を記入するものとする。</u> <u>(2) 申請にあつては、交付済みの証明書、再交付理由書 (様式任意) を提出するものとし、名義変更の場合にあつては変更を証する書類 (登記事項証明書の原本、株主総会議事録の写し等) も併せて提出するものとする。</u></p> <p>6. 関税割当証明書内容変更届出書 (記載要領様式第1) <u>(1) 証明書の記載事項 (割当てを受けた者の住所及び電話番号) に変更がある場合は、関税割当証明書内容変更届出書により行うものとし、届出書は1部 (割当数量を分割した場合は利用しようとする証明書の数に応じた部数) とする。</u> <u>(2) 届出書は、「届出の明細」を除いて関税割当申請書 (この場合において、「申請」とあるのは「届出」と読み替えるものとする。) と同様の要領により記入するものとする。</u> <u>(3) 届出の明細中「証明書の番号」の欄には、内容変更の届出をしよ</u></p>	<p>(6) (略)</p> <p>2. 関税割当証明書 (別記様式第2) (1) ~ (5) (略)</p> <p>3. 証明書有効期間延長申請書 (別記様式第3) (1) ~ (3)</p> <p>4. 証明書分割申請書 (別記様式第4) (1) ~ (3) (略)</p> <p>5. 証明書再交付申請 証明書の記載事項の変更その他の事由による証明書の再交付の申請は、関税割当申請書 (別記様式第1) により行うものとする。この場合において、申請の明細中「数量及び単位」の欄には、残存数量の範囲内で割当てを希望する数量を記入するものとする。</p>
---	---

<p><u>うとする証明書の証明書番号を記入するものとする。</u></p> <p><u>(4) 届出にあつては、交付済みの証明書及び変更を証する書類（割当てを受けた者の住所の変更の場合は登記事項証明書の原本、株主総会議事録の写し等）を提出するものとする。</u></p> <p><u>7. その他</u></p> <p>(1) 証明書の記入は、パソコン若しくはワープロのプリンター及びタイプライターによる印書又はゴム印の<u>押印</u>により誤りなく鮮明に記載し、ペン書きをしないものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>記載要領様式 1</u></p>	<p><u>6. その他</u></p> <p>(1) 証明書の記入は、パソコン若しくはワープロのプリンター及びタイプライターによる印書又はゴム印の<u>押なつ</u>により誤りなく鮮明に記載し、ペン書きをしないものとする。</p> <p>(2) (略)</p>
--	---

関税割当証明書内容変更届出書

届出者氏名(名称) _____

届出者住所 _____

記名押印又は署名 _____ 資格 _____

届出年月日 平成 年 月 日 電話番号 _____

届出の明細

証明書番号		
内容変更の事項	変更前	変更後
変更の理由		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。